

兵庫県公報

令和5年1月11日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）	1

告示

兵庫県告示第39号の2

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和5年2月1日から施行する。

なお、令和元年兵庫県告示第342号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和5年1月31日限り、廃止する。

令和5年1月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 公衆浴場入浴料金の統制額

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 大人（12歳以上の者） | 490円 |
| (2) 中人（6歳以上12歳未満の者） | 180円 |
| (3) 小人（6歳未満の者） | 80円 |

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。

- (1) 公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (2) 神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (3) 姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (4) 尼崎市浴場業に関する条例（平成24年尼崎市条例第62号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (5) 明石市公衆浴場法施行条例（平成29年明石市条例第51号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (6) 西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場